

平成22年度第18回定例会

八王子市教育委員会会議録

日	時	平成23年3月23日(水)	午前9時
場	所	八王子市役所 議会棟 4階	第3・第4委員会室

第 1 8 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 2 3 年 3 月 2 3 日 (水) 午前 9 時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 6 0 号議案 生涯学習施設の臨時休館に関する事務処理の報告について
 - 第 2 第 6 1 号議案 八王子市体育指導委員の委嘱について
 - 第 3 第 6 2 号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について
 - 第 4 第 6 3 号議案 八王子市教育委員会事案決定規程の一部を改正する訓令について
 - 第 5 第 6 4 号議案 八王子市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程設定について
 - 第 6 第 6 5 号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について
 - 第 7 第 6 6 号議案 八王子市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令について
 - 第 8 第 6 7 号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について
 - 第 9 第 6 8 号議案 平成 2 3 年度統括校長を設置する学校の指定について
- 4 報 告 事 項
 - ・平成 2 2 年度八王子市教育委員会児童生徒表彰及び一般表彰について (教育総務課)
 - ・「地域運営学校」発表会について (教育総務課)
 - ・インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について (学事課)
 - ・平成 2 3 年度教育課程の受付について (指導課)
 - ・元川口小学校教諭に係る裁判の判決について (指導課)

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員 長	（1番）	小田原 榮
委員	（2番）	和田 孝
委員	（3番）	川上 克美
委員	（4番）	水崎 知代
教育 長	（5番）	石川 和昭

教育委員会事務局

教育 長（再掲）	石川 和昭
学校 教育部 長	坂倉 仁
学校教育部指導担当部長	佐島 規
教育 総務 課 長	穴井 由美子
学校 教育部 主幹 （企画調整担当）	平塚 裕之
学 事 課 長	海野 千細
学校 教育部 主幹 （保健給食担当）	山野井 寛之
指 導 課 長	廣瀬 和宏
指導課統括指導主事 （教育施策担当）	宮崎 倉太郎
指導課統括指導主事 （特別支援教育・教育センター担当）	藏 重 佳 治
指導課統括指導主事 （企画調整担当）	所 夏 目
生涯学習スポーツ部長	榎本 茂保
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当）	望月 正人
生涯学習総務課長	桑原 次夫

スポーツ振興課長	遠藤辰雄
生涯学習スポーツ部主幹	
(国民体育大会開催準備担当)	富貴澤 繁 幸
文化財課長	渡辺徳康
指導課指導主事	木下雅雄
教育総務課主査	新納泰隆
教育総務課主査	町田和雄
学事課主査	山本直樹
指導課主査	古川洋一郎
スポーツ振興課主査	佐藤久幸

事務局職員出席者

教育総務課主査	後藤浩之
教育総務課主任	川村直
教育総務課主任	最上和人

【午前9時00分開会】

小田原委員長 開会に先立ちまして、私のほうから一言ごあいさつを申し上げます。

この間の東北地方太平洋沖地震におきましては、多大の犠牲者が生じ、各地で大変な被害が出たところです。亡くなられた多くの方々、被災された各地の皆様には、心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

このような天災、人災というのは、人類の歴史の中で繰り返しあったわけですが、私たちの祖先はそういう災害をみんなの力で乗り越えてきたということも、また歴史の事実であります。

こうしたときにこそ、私たち大人がうろろうばたばたしないで、しっかりと地に足をつけて、特に卒業式の季節を迎えて、明るい未来を切り開き、夢を、希望を大きく描いた世の中に送り出したいところですが、そうもいかない状態にあることは大変残念なんですけれども、先ほど申し上げましたように、こういうさまざまな災害を私たちの祖先も乗り越えてきているわけですので、私たちも力を合わせて、子どもたちの未来のために、大人がしっかりと頑張っていきたいと、いかなければいけないというふうに思っておりますので、この機会に皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

一言ごあいさつ申し上げまして、定例会に入りたいと思います。

大変お待たせいたしました。

本日の委員の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成22年度第18回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、3番 川上剋美委員 を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、日程に従いまして進行いたします。

小田原委員長 日程の第1、第60号議案であります。生涯学習施設の臨時休館に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、生涯学習スポーツ部から御説明願います。

桑原生涯学習総務課長 それでは、第60号議案について御説明いたします。生涯学習

施設の臨時休館に関する事務処理の報告でございます。

八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において下記のとおり事務処理を行いましたので、御承認をいただくものでございます。

まず1番として、臨時休館及び臨時休館期間ということでございます。生涯学習センター、それから郷土資料館、絹の道資料館につきましては平成23年3月16日から3月31日まで、(4)の図書館、平成23年3月17日から21日まで、なお図書館につきましては、22日からは本来システムの関係で前から臨時休館を一度御報告をしております。それから、(5)、(6)のこども科学館、体育館、こども科学館については3月17日から3月31日まで、体育館につきましては3月16日から3月31日まで。

専決処分日につきましては、生涯学習センター、郷土資料館、絹の道資料館及び体育館につきましては3月15日の火曜日、(2)図書館及びこども科学館につきましては3月16日の水曜日に専決処分をしたところでございます。

専決処分の理由でございますが、3月11日に起こりました東北地方の太平洋沖大地震に伴いまして電力の供給が著しく不足する状況を考えまして、被災地の一日も早い復興を本市としても後押しすることを目的として、施設の休館を決定いたしましたところでございます。

なお、現状でございますが、施設、体育施設、それからスポーツの屋外施設のうち、屋外施設の昼間の部分、電力を使わないでスポーツをする場合につきましては開館することとしております。

それから、この休館によりまして、職員を少し支援本部といいますか、そこに応援を出しております。まず、3月17日から3月21日まで義援活動、義援金の募集活動といいますか、これを毎日、私どもの部から20人前後出して、義援金の募集を行いました。

それで、義援金の募集で集まった額、総額は3,300万円程度集まりました。ただ、私どもが出した職員、義援金のほうの街頭での集めた部分については、おおむね2,560万円程度が21日までの実績として上がっております。

それから、施設の利用で、先ほど屋内施設を空けてあるという御説明をしましたが、甲の原体育館につきましては、体育施設を被災者の避難施設として現在空けて、

避難者を受け入れる態勢をつくっております。

現状および、報告について以上でございます。

小田原委員長 第60号議案は専決処分をしている事柄についての報告の承認なんですが、いかがでしょうか。

基本的には、開かれるところは開いていきたいという気持ちがあって、使えるところは使わせていきたいということと見ていいですね。

桑原生涯学習総務課長 建物につきましては、電力がどうしても開くと使いますので、当面今月いっぱいまでが休館ということでございます。

ただ、屋外施設の場合には、電力を使わなくてもあけられるテニスコートですとか、こういうところがありますので、そういうところは電力を使わないことを条件に貸し出しをしております。

小田原委員長 そういう意味では、体育館だって電気使わないという条件で使わせて構わないと、使える場合はですね。という考えでもいいんじゃないですか。

桑原生涯学習総務課長 そういうことだと思うんですが、ただ、その暗いと、安全性の確保ですとか、そういうことができるかどうかという問題がございますので、基本的には使わせないことを前提にしております。

小田原委員長 そういうことでございます。

水崎委員 子供たちにとったら、春休み中ということで残念、ちょっとかわいそうな思いをさせるなと思いますけど、これはもうやむを得ないと思いますので、私は、それは承認はさせていただきたいと思うんですけれども、4月1日からの予定というのは何か計画はあるんですか。

桑原生涯学習総務課長 先ほど御説明もいたしました、当面今月いっぱいということにしておりますので、今後4月以降どうするかということは、市のほうには支援本部会議もございますので、そういうところにも相談しながら決定をしていきたいというふうに考えています。

水崎委員 わかりました。

小田原委員長 いかがですか。いいですか。

榎本生涯学習スポーツ部長 4月からの生涯学習施設の関係につきましては、きのうも教育長とちょっとお話をしたんですけど、4月から大分気温も暖かくなり、電力需要も下がってくるだろうと、そういう中で、できる限りの節電をしながら、施設につい

ては開けていきたい方向で、今教育委員会のほうでは考えております。

ただ、教育委員会だけでなく、市の施設はまだたくさん事務所だとか、ほかの施設もありますので、その辺の調整も含めて今検討しているということで、今週中ぐらいにその方向性を出していきたいかなということです。

あと、また今現状、そのキャンセルをかけているんですけども、そういう中のお客さんの反応なんですけど、ほとんどトラブルがなく、こういう時期なのでしょうがないだろうということで、みんな何の不満もなく、気持ちよく辞退をしていただけると、それで、やはりあと大きな大会なんかも、27日あたりに子どもたちの野球大会、市営球場であるんですけど、そういうのももう自主的に、やはりこういう時期なんだろうということで御辞退をいただいているというようなことが多くて、そういう中では、市民の方もこの震災に対しての受け取り方というのが、本当にもう大変だなということをしみじみ感じて対応をとっていただけたということ、ただ、あまりこのまま閉めて閉鎖的になっても、また市民の気持ちとか元気、またモチベーションも上がらなくなるので、できる限り早く、そういうところで市民の方にもその元気を出して、また東北の方に元気をつけてもらうためにも、そういう一緒になって開設して、バックアップはしていきたいかなと思っています。

小田原委員長 今のお話にありましたように、この我慢するところは我慢しなければいけない。だから、暗いからとかいう、寒いとかいうようなことは甘える話ではないだろうと、だけれども、場所がある、あるいは先ほど野球大会の話がありましたけれども、子どもたち、あるいは市民の元気を出す一つの場とすることに制限は余り加えないほうがいだろうというふうに思いますので、原則というか、方針というか、そういうものをしっかりさせて、その上で御理解を得ていくというふうにしていただければありがたいというふうに思いますので、これは市全体の話の中で、教育としてはそういうふうを考えているということをお示ししていただきたいというふうに思います。

それでは、お諮りいたしますけれども、第60号議案につきましては、このような決定の報告を御承認いただけるかどうかということですが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第60号議案につきましてはそのように承認することにいたしました。

小田原委員長 次に、続けて日程の第2、第61号議案でございます。八王子市体育指導委員の委嘱についてを議題に供します。

本案については、スポーツ振興課から御説明願います。

遠藤スポーツ振興課長 それでは、第61号議案 八王子市体育指導委員の委嘱について説明させていただきます。

説明につきましては佐藤主査から行います。

佐藤スポーツ振興課主査 第61号議案について御説明申し上げます。

本件につきましては、平成23年3月31日をもって現委員の任期が満了となる八王子市体育指導委員について、市内の総合型地域スポーツクラブなどから推薦がありました鈴木一美ほか38名を審査の結果、適任と認めまして、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの任期で委嘱しようとする提案でございます。

八王子市体育指導委員は、スポーツ振興法及び八王子市体育指導委員に関する規則の定めるところにより、総合型地域スポーツクラブなどの地域スポーツ団体を核として、住民に近い立場から住民の視点でスポーツの振興を担っていただくものです。

なお、八王子市体育指導委員に関する規則により、定員は49名以内、任期は3年間と定められております。

議案資料のほうをごらんください。

一覧という形で地区ごとに名前が記してあると思いますが、各地区から2名を目安に推薦していただいておりますが、第五地区、第六地区、中野地区、多摩ニュータウン地区、横山中部地区、横山南部地区につきましては、期日までに地区内における人選が困難だったことから1名のみ推薦、加住地区と由井東部地区につきましても、同じ理由で推薦をいただけておりません。いずれの地区につきましても、現在候補者の人選を進めていただいているところでございまして、候補者の推薦があり次第、またこの場で御審議していただきたいと思っております。

一方で、第九地区、由木地区につきましては3名出ております。こちらも原則2名委嘱することにしておりますが、地区内の区域が広大な地区など、地区からの申し出で3名の推薦があった場合には、それを審査いたしまして必要と認められましたので、こちらのほうも3名認めております。

候補者38名の内訳ですが、性別では、男性が21名、女性が17名となっております。また、新任と再任の別では、新任が15名、再任が23名となっております。

議案の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

小田原委員長 スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見ございましたらお願いいたします。特にございませんか。

水崎委員 一つ教えてください。再任なんですけれども、一応3年で1期の任期ですが、この再任は何回まで可能とか、何かそういった上限というんですか、あるんでしょうか。

佐藤スポーツ振興課主査 再任のほうは、特に回数の定めはございません。ただ、定年が65歳ということで定められておりまして、そこで自動的に区切れるという形になっております。

水崎委員 今につけ加えて、この再任になってる23名で、最高何期の方っていらっしゃるんですか。

佐藤スポーツ振興課主査 一番長い方で26年やられている方がいらっしゃいます。

水崎委員 ほかの方は、長い方がやっぱり多いんですか。

佐藤スポーツ振興課主査 そうですね。その下が22年、20年ですね。

小田原委員長 だから、30代の後半から始めているという方でしょうね。

水崎委員 体育指導委員の職務というんですか、仕事というんですか、ちょっと簡単に教えてもらってもいいですか。

佐藤スポーツ振興課主査 職務は、スポーツ振興法と八王子市体育指導委員に関する規則というところで定められておりまして、まず住民の求めに応じたスポーツ・レクリエーションの実技指導及び助言、次に総合型地域スポーツクラブの設置、運営のための指導及び助言、次に学校等の教育機関、その他行政機関の行うスポーツ・レクリエーションに関する行事及び事業について、その求めに応じた協力、次に八王子市スポーツ振興基本計画にのっとり、住民の身近な立場からのスポーツ・レクリエーションの推進、次に上記に掲げるもののほか、住民のスポーツ・レクリエーション振興のための指導、助言及び協力という形になっております。

小田原委員長 根拠法規があるでしょう、根拠法規が。

佐藤スポーツ振興課主査 はい、スポーツ振興法です。

小田原委員長 よろしいですか。

水崎委員 でも、新しい方、新しい新任の方も15名いらっしゃるといことなんです

けど、この平均年齢も56.3となっていますよね。年齢的にもっと若い方が積極的にこういう指導委員になるなんていうことは無理なんじゃないかな。どうなんだろうか。

佐藤スポーツ振興課主査 一番若い方で今回40歳ぐらいなんですけれども、月3回ぐらい集まり、土曜日、日曜日とか、あとは平日の夜間などに集まりがございまして、活動していただいているほかに、地区内でも、かなり土日とかは地区のスポーツ団体の集まりに出向いて指導なんかを行う関係で、なかなか若い人だと時間がとれないという実態があります。

水崎委員 確かに、今聞いたら、お仕事持っていては大変だろうなと思うんですけど、やはりどこの世界でも世代交代というのは上手にしていってほしいな、いい形でつないでいけるのではないかななんて私は個人的にはちょっと思ったりもしたので、こういうお仕事を持っても参加しやすいような形に幾らかずつでも変えていくというんですか、何かそういうことも考えてもいいのかななんてちょっと思ったんですけど、1人の地区とか、いらっしやらない地区があるとか、こういう現状を見ると、もう少し指導委員になりやすい形というんですか、そういうことも検討していてもいいのかななんていう気もしたんですけど、どうなんだろうかな。

佐藤スポーツ振興課主査 推薦いただいております地区からは、逆に65歳定年という枠を外してほしいという要望をいただいたりもしております。といいますのは、やはり地区に入ってスポーツ振興を十分に普及させていくということには、やはり時間が必要だということで、65歳以上の方であれば適任はいらっしやるんだけどというお話はいただいております。

遠藤スポーツ振興課長 現実には、やはりこの体育指導委員の活動としまして、いろいろ日中に学校に出向いて、いろいろなスポーツ・レクリエーション行事を教えたりするものですから、現実には仕事を持っていると難しい部分はあるんじゃないかなと思います。

ただ、いろいろな活動がありますので、土曜日、日曜日の例えば東京マラソンのボランティアに行ったりとか、そういう部分についても体育指導委員は積極的に行っているものなんです。ですから、職務だけではなくて、そういったボランティア活動も地区に入って積極的にやってるものから、そういう部分を含めて、やはりこの地区で適任の方を選んでもらった中で、私どもが選任をしていくという方向で集めた

ということでございます。

水崎委員　八王子は56万人都市なのに、もう少しいらっしゃるかなんてちょっと
思ったもので、ちょっと実態を私詳しくわからないので、これでは何も言えないん
ですけど、八王子市のスポーツがいい振興ができればいいなと思いますけど、ちょっ
とどうなんでしょうかね。

小田原委員長　いや、これは、スポーツというのは、みんなスポーツをやりたい人たち
だと思うんですよ。得意、不得意というのはまた分かりますけどね。例えば、子ども
たちにそのスポーツを指導する教員がどのくらいいるかということ、例えば東京都で
6万人いるけれども、そのうちの何人という数になっていくんですよ。しかも、それ
が夜何時までするか、学校によって、教員によって違って来るんですけども、夜
6時とか7時までとか、それから土日もやるとか、試合の引率に行くとかということ
ができる教員というのは、うんと絞られてくるわけですよ。そういう人たちに任せら
れているのが、僕は今の学校スポーツだろうというふうに思ってるんですけどね。

では、一般の場合にどうなのかということ、これも非常に少なくなる。趣味でやって
る人たちはたくさんいるだろうけれども、そういう中で、こういう体育指導委員とし
て、その担っていく、しかも振興法なり市の規則の中でやっていくというのは非常に
縛りがあるわけですけども、それをやっていくというのは、その少ない人たちの好
意とかによってるところが多いと思うんですよ。

一方で、文化指導委員というのはいるかといったら、いない。そういうのはつくっ
てないんですよ。そういう差が確かにあると思うので、しかも、その総合型地域ス
ポーツクラブを国としてはつくっていききたいという流れがあるんだけど、これが
なかなかまた進まない現状もあるわけで、それと学校スポーツをどうするかという
のがいろいろ絡んでくるんですけども、今はこの形を進めて、さらにその65歳定年
も、そういうのもなしの形で広くやっていく姿勢が必要じゃないかなというふうに思
いますけどね。

また、56万、あるいは100万いても、なかなか難しいと思いますよ。スポーツ
をこういう形でやっていこうとすればね。勝手にやってくださいみたいな形でやって
て、それぞれの好きなところでやってくださいというんだったら、また別だろうとい
うことではと思うんですね。

そういうふうに私は理解しているんですけど、いかがですか。

遠藤スポーツ振興課長　やはり確かに、自分の空いてるところでやれるのであれば、若い人でもできるかもしれませんが、現実には、やはり決められた定例会議などは夜あるんですけれども、そういうところに決まった時間に出る、あるいは地元に行って、いろんなスポーツ活動、あるいはレクリエーション活動、地域活動について出るとなると、やはり私どものほうで、この人本当に大丈夫かなというところもやはり選任をしていかなければ、選んでも、なかなか地元に出てきてくれないとか、そういうことになってしまいますと、やはり活動そのものも停滞してしまいますので、そういう方は、私どもが選ぶ中で事前にそういう話も実はありました。私も受けました。そういう中で、今回こういう選任をさせていただいたものでございますので、そのようなところに、特にやはり地元との、行政との間に入って活動していただいている体育指導委員というのは、立場としてはスポーツ振興法にもきちんとうたってございますので、非常に重要な立場だなというふうに思っております。

小田原委員長　実際に若い方々がサッカーとか野球とか面倒見ているわけですよ、地域で。あるいは、スポーツを好きな子どもたちを集めて、自分のところで指導しているというのも、これはあると思うんですけれども、そういう方々は結構いると思いますよ。若い方々が多いと思いますよね。だから、そういう人たちがこういうところの組織とどうかかわっていくかというところが、行政のこれからの課題だろうというふうに思いますけどね。

水崎委員　最後に、報酬はどのくらいなんですか。もし聞いてよろしいものなら教えてください。

遠藤スポーツ振興課長　1月、1万2,000円でございます。

小田原委員長　よろしいですか。ほかにいかがですか。

川上委員　今までの話を聞きますと、任期中に定年が来ても、それは任期いっぱいということですね。

遠藤スポーツ振興課長　はい、そのとおりでございます。

小田原委員長　そのほか。

和田委員　まず一つは、この各23地区が上がっていますよね。その中で総合型地域スポーツクラブの設置状況というのはどのようになっているのかなというのがまず一つ。

二つ目は、それ以外のところの「他」と書いてあるところの推薦団体がいろいろあるわけですが、とすると、例えば推薦をお願いするときに、どの団体に、どう

いう形で推薦を依頼しているのか。

それから、三つ目は、ここに委員がいないことによって支障が生じたりとか、その地域のスポーツ活動に何か問題が生じないのかという、その点についていかがでしょうか。

佐藤スポーツ振興課主査　　まず、総合型地域スポーツクラブの設置状況なんですけれども、現在市内で19団体立ち上がっております。

こちら、体育指導委員なんですけれども、市内を23地区に分けて、その中から推薦をいただいております。23地区の中には、1地区に何団体か総合型地域スポーツクラブがある地区もございます。

遠藤スポーツ振興課長　　それから、そのほかの団体ということなんですけれども、この団体は、学校の開放検討会であるとか、旧体力づくりであるとか、そういう方々です。そこから推薦をいただいたりしております。

それから、委員の出ないところからは支障はないのかという御質問なんですけれども、これはやはり私どもは各地区から出ていただきたいということは常々思っております。でも、今も現状出てないところには調整を図っていただきまして、出していただくという活動をしているところでございます。

ですから、やはり体育指導委員の活動は、人数的にも結構必要な部分がありますので、支障がないということはありませんけれども、できる範囲でこれはやっていくしかないなと今のところは思っております。

和田委員　　そうすると、先ほどのあの2番目のことで推薦の方法なんですけれども、いろんな地区にさまざまなそういう活動があって、学校がかなり施設開放などの関係から推薦をいただいているわけなんですけれども、出してくださいという依頼はどんな経路で行くことになるんですか。いろんな団体があると思うんですけど。

佐藤スポーツ振興課主査　　本市のほうで八王子市体育指導委員選考基準というものを定めておりまして、第一義的には総合型地域スポーツクラブ、またはそれに準ずる団体ということで、以前、八王子市体力づくり連絡協議会というものがありまして、その下に体力づくりの推進協議会というものがございまして、そちらが23区の分けになっておりましたので、そちらの団体のほうでまだ活動している団体につきましては、そちらのほうに推薦を依頼しております。

和田委員　　推薦の手順というか、順番みたいなような形になってるわけですね、そうい

う一つの。

それから、最後のその支障がないようにということになるんですが、今いらっやらない場合には、どんなふうに、先ほどあげたような所掌事項といいたいしょうか、担当されている仕事を補っていることになるんですか。様々いろいろな、三つほど上げていただいたと思うんですけど、それは現状としてはどんな形になることになりまうか。

遠藤スポーツ振興課長 全体的にやはりいない地区につきましてはカバーをしていっております。ですから、その地区の内容そのものも、確かにそこにいないということはそういう関連がありますけれども、全体でカバーしていくというふうな方法で今はやっております。

和田委員 それは教育委員会がカバーをしていくという状況になっているんですか。それとも、何かほかの方をお願いするような形もとっているんでしょうか。委員はいないけれども、団体をお願いするというような、そういうこともあるのかなと思うんですが。

遠藤スポーツ振興課長 全体の体育指導委員の中でこれはカバーしていくという方法でやっております。

和田委員 ぜひ支障のないように、また推薦の方を早く出させていただくようにお願いしたいと思います。

小田原委員長 これが出発したころの、出発しようとしていたころの経緯もいろいろあって、今言いにくい部分をいっぱいあるところが、抑えているんじゃないかなという感じもするんだけど、例えば第四地区は、総合型地域スポーツクラブの推薦の形でもって体力づくりの会があって、元八王子地区は、総合型地域スポーツクラブではない他の団体という形であって、旧体力づくり運営委員会という、そういうような形になっているんですかね。空欄になっているのが何だろうという話あたりが、そこら辺のことを物語っているように私は思うんですよね。だから、まだ過渡的な部分、つくり上げていく過程の中で、こういう状況が生まれてきてるんだろうなというふうに思っています。

担当の部署としては、そういうところと言えるか言えないかという問題になってくると思いますけれども、これから組織づくりをさらに進めていく上で、いろんな課題を乗り越えていくことがたくさんあるというふうに見てますけど、何かありますか。

遠藤スポーツ振興課長 加住地区につきましては、総合型地域スポーツクラブが立ち上がっておりますので、今そちらのほうから依頼をしておりますので、出てくるとすれば、そちらの団体から来ると思います。

由井東部が、これは旧体力づくりから総合型スポーツクラブということで話をしたときに、実は旧体力づくりもなくなってしまったということで、この地区については、ちょっと私もいろいろ手を尽くして動いてはいたんですが、ここでは間に合わなかったということで、引き続きぜひ出していただきたいというお願いはしてございます。

小田原委員長 ということで、よろしゅうございますか。

それでは、幾つか御質問等ございましたけれども、第61号議案につきましては御提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第61号議案につきましてはそのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程の第3、第62号議案から日程の第5、第64号議案まで並びに日程の第7、第66号議案の4議案につきましては相互に関連いたしますので、一括議題に供します。

各案につきまして、教育総務課から御説明願います。

穴井教育総務課長 それでは、第62号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について、そして第63号議案 八王子市教育委員会事案決定規程の一部を改正する訓令について、第64号議案 八王子市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程設定について並びに第66号議案 八王子市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令について、一括して御説明いたします。

それでは、詳細については担当の新納課長補佐のほうから説明します。

新納教育総務課主査 それでは、御説明をいたします。

改正の主な内容でございますが、平成23年4月1日付で教育委員会事務局の組織を改正し、国体推進室を設置することとしたことによるものが多ございますが、その他によるものもございまして、個別に御説明のほうをさせていただきます。

まず、62号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定についてでございます。

国体推進室の設置、室長の配置、室への主幹の配置によるもの、そして議案の裏面でございます。第15条でございますが、教育委員会における文書の取り扱いにつきましては、本規則におきまして八王子市文書取扱規程を準用する旨を規定してございますが、平成23年4月1日付で八王子市文書取扱規程が改正されることにあわせて、教育委員会における文書の取り扱いについて必要な事項は教育長が別に定めることとし、その他の事項については八王子市文書取扱規程の例に従う旨を明記いたしました。

別に定める主な内容ですが、市長部局の総務課を教育総務課に読みかえる部分や、起案用紙の様式、受付印の様式の制定など、市の規程を準用し、今まで実際にはやっていたことでございますけれども、そのあたりの規程を整備するというものでございます。

次の63号議案、64号議案は、国体推進室設置に伴う室長の配置によるものでございますので、詳細の説明は省略させていただきます。

次に、第66号議案 八王子市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令についてでございます。

平成23年4月1日に八王子市契約事務規則及び契約事務に関連する事務取扱要領を改正することなどに伴い、八王子市教育委員会物品の購入及び備品の修繕等に関する規程を教育長訓令により改正することとしておりますが、これらのことにより、校長、副校長が行う事務を規定する本規程にも契約に関することがございますので、改定内容を反映するというものでございます。

教育長訓令の改正内容は、市契約事務規則等の改定内容に準ずるものでございますけれども、具体的には、10万円以下の小規模契約時の見積もりを徴する業者の数をなるべく2者以上としていたものを1者以上とすることができるというもので、競争性を高める意味で2者以上としていたところですが、予定価格が低額な案件では競争による経済的効果が低い一方で、見積もり合わせに要する事務量は規模の大きなものによることと差がないため、総合的に判断すると必ずしも合理的とは言えないという状況にあることなどから、改正することとしたものでございます。

また、本規程の新旧対照表にございますように、従来カーテンのクリーニングやピアノ調律など役務の提供に関する記述が明確でなかったことから、改正にあわせ整備するもので、この部分が本規程の改正に該当するという、そういった内容で改正

のほうをいたします。

説明は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

各案につきまして、御質疑、御意見ございましたらどうぞ。いかがですか。

水崎委員 国体が終わったら、これはどうなるんですか。またもとに戻すという作業はされるんですか。

新納教育総務課主査 解散に伴い、もとに戻す予定でございます。

小田原委員長 解散があった場合にはでしょうね。

一つ気になるのは、私ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、第62号議案の第15条、文書の規程ですが、これは、その教育長が別に定めるものというのは名前がありましたっけ。

新納教育総務課主査 現在、その部分について整備しているところでございます。

小田原委員長 整理しているところ。

新納教育総務課主査 はい。従来なかったもので、市長部局の文書取扱規程を準用することで済ませておりました。そのあたり不明瞭な部分というか、準用規程に準じない部分等もございますので、それを新たにこのたび別に定めるという形で整備いたしますということでございます。

小田原委員長 これいろいろあった関係から反省で生まれたものなのか。ならですが、ここはあえて必要なかどうかというのだと思うんで、本来から言えば、八王子市文書取扱規程があるわけで、それに行政委員会であったとしても、八王子市の規程に従うべきものですよ。ですから、この準用という言葉が当たらないとするならば、その規程によるでいいと思うんです。さらに必要な別な教育委員会としてのみの何かがたくさんあって、それで教育委員会の文書規程を必要とするならば、別に定めるというふうになると思うので、別に定める、下につけるとすればと思うんですが、いかがですか。

新納教育総務課主査 そのあたり、他の自治体というか、総務課のほうとも調整して、このような並び順にしたんですけれども、総体的には委員長がおっしゃられたとおり、市のほうの文書取扱規程を準用するということが十分だというふうには理解しておりますが、総務課のほうで、教育委員会を初めとする行政委員会、そちらのほうで別途定めるのが望ましいという判断がまず主にございましたので、教育委員会のほうも、

それに、その指示に従って規程を整備すると。

先ほどその独自のものということでは、先ほど御説明申し上げましたその起案用紙が、八王子市のほうの起案用紙と教育委員会のほうの起案用紙と若干様式が異なるので、そのあたりですとか、文書の受付印の様式の制定とか、そのあたり、市長部局を準用するという範囲を若干超えるような部分について明確に示そうと、そういうことでございます。

ですので、条文の内容につきましては、再度検討のほうをさせていただきたいと思っております。

小田原委員長　考え方のその分かれ目なんですけれども、私は、もし教育委員会の文書規程というものをきちんと定めるならば、それを頭に置くべきだと思います。その必要性がないならば、市の規程に準じない場合には教育長が別に定めると、ちょっとそこら辺、その総務課のほうと協議していただきたいと思うんですが。

新納教育総務課主査　はい、かしこまりました。そのように調整させていただきます。

小田原委員長　そのほかいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　特にないようでございますので、その件は後に文言が変わるかもしれないと、このままいくか、教育総務課との協議の上で決めていただくということで、だけど、これは決めてしまったんだな、報告だからね。それでは、私はそういう考えもあったということをつけ加えていただくということでとどめていただければというふうに思います。

では、この意見を別にして、各案につきまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　それでは、御異議ないものと認めます。よって、第62号議案から第64議案まで並びに第66号議案の4議案につきましてはそのように決定することにいたしました。

小田原委員長　次に、日程の第6、第65議案であります。八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、指導課から御説明願います。

宮崎指導課統括指導主事　では、よろしくお願いいたします。

第65号議案でございます。八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定についてでございます。

説明に入ります前に、まずおわびと訂正をさせていただきます。

65号議案のその表題「八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の下の2行の部分でございます。申しわけございません。訂正をお願いいたします。「八王子市立学校の管理運営に関する規則」まではよろしいんですが、その後の「の」から始まる括弧までの「一部を改正する規則」、これを削除させていただきたいと思います。大変申しわけございません。お手元の資料で御確認をお願いいたします。正しくは「八王子市立学校の管理運営に関する規則（昭和35年八王子市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する」とさせていただきます。申しわけございませんでした。

これにつきましては、小中一貫校の名称にかかわるものでございます。議案のとおり、八王子市立館小学校、八王子市立館中学校につきましては、小中一貫校の名称として「八王子市立館小中学校」といたします。これまで、みなみ野小中学校、加住小中学校について同様の趣旨で改正をいたしました。今度の4月、来年度4月から館小中学校ということで、小中一貫校になるということで規則の一部を改正するというものでございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長 指導課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございましたらどうぞ。いいですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、お諮りいたしますけれども、第65号議案につきましては以上のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。よって、第65号議案につきましてはそのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程の第8、第67号議案でございます。学校運営協議会を設置する学校の指定についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から御説明願います。

穴井教育総務課長　それでは、第67号議案　学校運営協議会を設置する学校の指定について御説明いたします。

本件については、八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定に基づき指定をするものでございます。

それでは、詳細については担当の町田主査のほうから御説明いたします。

町田教育総務課主査　第67号議案　学校運営協議会を設置する学校の指定についてでございますが、去る平成23年1月19日の教育委員会定例会におきまして平成23年度地域運営学校の実施校として御承認いただきました学校につきまして、八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定に基づき、学校運営協議会を設置する学校として指定する議案であります。

新たに指定する学校は、長房小学校、柏木小学校、南大沢小学校、松木小学校、長池小学校、南大沢中学校の6校でございます。

また、平成19年度に指定し、指定の期間4年の満了に伴い再指定する学校は、東浅川小学校、第六中学校、宮上中学校の3校でございます。

指定日は平成23年4月1日でございます。

この間に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第9号の規定に基づきまして東京都教育委員会に協議を行い、「異議ありません」との回答文書を2月28日に収受いたしまして、本日、議案として上程する運びとなったものでございます。

なお、学校運営協議会の委員についてでございますが、本日、学校の指定を決定いただきましたら、規則第4条第2項の規定に基づきまして当該学校の校長が推薦し、規則第4条第4項により、これを尊重し、教育長において決定する予定であります。追って、教育委員会定例会にて御報告いたします。

以上で説明を終わります。

小田原委員長　教育総務課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございましたらお願いいたします。何かございませんか。

和田委員　1点だけなんですけど、再指定する学校、どの学校も非常に学校運営協議会独自の活動をされているんですけど、再指定ができない学校というのはこれから出てくる

可能性はあるんですか。何かそういう条件的なものがありますか。

穴井教育総務課長 再指定ができないということの規定ですか、考え方というのは持っていないんですが、4年間の実施経過を見た中で、地域運営学校のこちらの教育委員会としての方向性であったり考え方が十分周知ができてない学校については、教育総務課も力を入れて指導、助言に当たっていく中で、できるだけ引き続き再指定ができるようにしていこうというのが基本的な考え方です。

ですから、指定をしないという形がもしもあるとすれば、教育総務のほうの力不足ということになるのかなというふうに考えているところです。

和田委員 そうすると、基本的には、この地域学校運営協議会を推進するという一方で、教育委員会が全面的に支援や指導を行って、どの学校も継続して学校運営協議会を進めていくということで理解してよろしいでしょうか。

穴井教育総務課長 はい、そのとおりでございます。

小田原委員長 流れとしてはおかしいと思うんですけどね。流れとしてはおかしいんだけれども、今、生む時期にはこういう形をとるしかないということなのかな。だから、行政が放っておけば、あるいは事務局のほうで放っておけば、再指定ができない状況があるということも考えなきゃいけないですよ。

学校制度がここまで日本的な形でもって進んできていると、こういうのはなかなか難しいかもしれない。アメリカみたいに、あるいはほかの西洋の国の一部に見られるように、いろいろな学校というのがあると、こういうのも生まれやすいだろうと思うんですが、育ちやすいと思うんですけどね。

67号議案につきましてはよろしいですか。東京都の協議で承認という形になるんですか。

町田教育総務課主査 協議を行いまして、一応回答という形で「異議ありません」という回答文書をいただいています。

小田原委員長 「異議ありません」という回答ということですね。こちら辺もおかしいんですよ。地域運営協議会をつくっているのに、東京都が、これも法律で定められていることですので仕方がないところですが。

石川教育長 基本的に任命権者で、人事要望ができるというところあたりからなったときに、承認するということになるんだろうと思いますけど。

小田原委員長 ああ、そうか。そういう絡みでございますので、それではお諮りいたし

ますけれども、第62号議案につきましては御報告のとおり承認することに決定、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第67号議案につきましては御報告のとおり決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程の第9、第68号議案でございます。平成23年度統括校長を設置する学校の指定についてを議題に供します。

本案について、指導課から御説明願います。

廣瀬指導課長 それでは、第68号議案 平成23年度統括校長を設置する学校の指定について、八王子市立学校の管理運営に関する規則第6条の2及び統括校長を置くことができる学校の基準第3の規定に基づき、平成23年度統括校長を設置する学校を下記のとおり指定するものとする。

指定する学校は、小中一貫校として運営する加住小学校、みなみ野小学校、館中学校の3校と夜間学級設置校の第五中学校となります。

なお、設置基準は裏面のとおりでございます。裏面をお願いいたします。裏面ににつきましては指導課古川主査より説明させます。

古川指導課主査 設置基準のほうをごらんいただければと思います。

加住小学校、みなみ野小学校、館中学校につきましては、設置基準第2の(2)八王子市教育委員会の重点施策や社会の動向等を踏まえ、地域や保護者からの高い期待にこたえる責務を担う学校ということで、これで加住小学校、みなみ野小学校、館中学校、校種が分かれておりますが、こちらのほう、管理運営規則上は小中一貫校としての名称がございますが、学校設置条例上は小学校、中学校と分かれておりますので、本指定につきましては小中学校という形ではなく、小中いずれかの学校ということになります。

また、東京都と校長1名、副校長3名という管理職の特例的配置についての東京都との協議も踏まえまして、どちらの籍に学校長を置くかということも勘案しまして、こちら小中一貫校につきましては加住小学校、みなみ野小学校、館中学校という形をとっております。

また、第五中学校につきましては、設置基準第2の3、学校規模等に含まれてしま

いますが、夜間学級を設置している学校ということで第五中学校指定を考えておりません。

説明は以上でございます。

小田原委員長 指導課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

水崎委員 質問なんですけれども、小学校に置くのと中学校に置くのと、この分けるといのは何をもとに分かれたんですか。

古川指導課主査 もともと東京都のほうで統括校長にできる方といいますか、その統括校長にする方の基準というのをごさいますして、現職、これは校長2年以上ですとか、そういった基準がございまして、そういったものに見合う方、また統括校長として当然力を十分に備えている方を選定しております。

石川教育長 その上の2人は小学校の校長じゃないか、もともと。下は中学校校長じゃないか。

小田原委員長 校長の2人いるのはみなみ野ですよ。

古川指導課主査 今現在は、はい。

小田原委員長 そうすると、その小中学校の校長を誰にするかで決まってくるということ。

石川教育長 そういうことです。

小田原委員長 ですよ。だから、その学校の小中学校の校長が中学校籍に行けば中学校となるだけの話。

水崎委員 校長は4月1日の人事でこのように決まったという。

小田原委員長 小か中かで分かれたということですよ。そうですね。

古川指導課主査 はい。

水崎委員 人事のことだから、そういうことになっちゃうんですよ、結局。人事異動があったときは、また変わってくることもあるということなんですか。

古川指導課主査 そのとおりでございます。

小田原委員長 そのほかございませんか。

和田委員 第五中学校なんですけれども、夜間学級は何学級今ありますか、学級数としては。

古川指導課主査 1学級です。

和田委員 1学級。そうすると、この規定の(3)のところにある学校規模等というクラス数そのものが、その夜間学級を入れたときに多くなるからということですか。それとも、特殊性といいたいでしょうか、そういうものを勘案してということになるんでしょうかね。その辺、さっきの説明だと、やはり学級数等という話になっていたのも、その等の部分が、そういう勤務というか、学級の特殊性ということになるんでしょうかね。

というのは、あわせていうと、例えば特別支援学級をたくさん抱えている学校もあるので、そういったことから考えたときに、学級規模とか、そういったものとの比較というか、そういう内容としてどうなのかなというのがちょっと思ったものですから、その辺をちょっと根拠を説明していただければありがたいと思います。

古川指導課主査 和田委員が今おっしゃられたように、夜間学級を設置している学校ということで管理運営上の困難度が高いということになっております。

また、東京都のほうで区市町村立学校の統括校長配置基準というものがございまして、こちらのほうで、この第2の(3)に該当する学校は詳細が決められていまして、24学級以上、特別支援学級の固定学級を含めた数での小学校、21学級以上の中学校、それと夜間学級を設置している学校と、この三つを設置基準に定めております。その中で八王子に該当する学校は、ほかにも24学級以上、鑓水小学校は該当はしているんですけども、現在そこまでの困難度というところではないと判断しております。第五中学校のみを指定しております。

小田原委員長 そのほかございませんか。

4は、4の基準に相当するのが出てこないのが寂しいなという感じがしますね。だから、本来は、こういう形が統括の意味だろうと思いますけどね。困難度、あるいは施策の重点度で4校と、4名ということですね。

それでは、お諮りいたしますけれども、ただいま議題になっております第68号議案につきましては御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第68号議案につきましてはそのように決定することにいたしました。

小田原委員長 以上で議案は終わりますけれども、続いて報告事項となります。

教育総務課から2件御報告願います。

穴井教育総務課長 それでは、2件続けて御報告いたしますけれども、まず第1点目、平成22年度八王子市教育委員会児童生徒表彰及び一般表彰について報告をいたします。

それでは、担当の後藤主査のほうから説明いたします。

後藤教育総務課主査 それでは、まず説明に入る前に、資料の訂正をお願いいたします。

A4横型の資料のほうに、こちらは追加表彰の一覧を配付させていただいてございますが、その中、1ページ目から2ページ目にかけてですけれども、種別でいいますと女子軟式野球、その方々の大会名称が、これは正確には「第6回東京都学童女子軟式野球大会」、順次7、8、9、10というような回数、申しわけございません、ちょっとお恥ずかしい訂正、間違いでございまして、こちらはすべて第6回の野球大会でございます。

それでは、説明のほうをさせていただきます。

これは2月23日開催の第17回定例会で教育委員会表彰の決定を受けて以降、教育長決裁において追加表彰することを決定した方がありましたので、平成22年度被表彰者全体を取りまとめたものを御報告させていただくものでございます。

それでは、資料をごらんいただきたいと思います。

まず、配付してございますA4横型でございますけれども、こちらは前回の定例会以降、教育長決裁で決定した被表彰者の一覧でございます。追加表彰の方は全部で19件ございました。内訳といたしましては、個人が18名、団体が1団体ということになっております。

それでは、A4縦の資料をごらんください。

こちら1ページ目につきましては、22年度表彰者全体を取りまとめたものでございます。2ページ、3ページにつきましては、平成21年度と今年度の表彰者の比較でございます。

では、1ページに戻りまして、こちらは表彰規程第3条第2号に該当いたします特に他の模範となるに足る行為でございます。今年度は、人命救護活動と伝統文化の継承活動に取り組まれた2名、1団体を表彰いたしました。

次に、第3条第3号でございます。こちらは教育委員会が表彰することが適当であると認める成績または行為があったものでございます。体育関係につきましては、東

京都大会において3位までに入賞した方、また全国大会、関東大会へ本市または都代表として出場した個人または団体として、個人が54名、団体としては7団体、合計で61件の方を表彰しております。

次に、文化関係でございます。こちらは関東・全国大会など都レベル以上のコンクール等で上位入賞するなど優秀な成績を残された方、個人が6名、団体が3団体、計9件の方を表彰しております。

次に、また義務教育皆出席の表彰でございますけれども、今年度は15名の方が該当されております。

次に、一般表彰でございます。こちらは表彰規程第4条第2号に該当いたします社会教育、社会体育その他の文化活動において特に優秀な成績を上げたものとして、世界大会や全国大会において3位までに入賞した方、7名を表彰することといたしております。

次に、一番下、1ページ目の一番下でございますが、第4条第3号に該当するものとして、その他教育委員会が表彰することが適当であると認める業績または行為があったものでございます。こちらは各種の学習支援ボランティアの方や郷土資料館ボランティアなどの方、34名、2団体、また学校安全ボランティアの方、12名、2団体の計50件の方を表彰することとしております。

なお、今年度の教育委員会の表彰式典は、震災の関係ですべて中止といたしました。表彰状につきましては、学校長及び各所管から被表彰者の皆さんへ授与していただいております。

報告は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課から、まず1点目、表彰についてでございますが、御質問、御質疑ございませんか。よろしいですか。

特にないようですので、続けてもう1件、教育総務課からお願いいたします。

穴井教育総務課長 それでは、引き続きまして地域運営学校の発表会について御報告いたします。

これは、平成23年2月26日に開催した発表会についてのものでございます。

それでは、担当の町田主査のほうから説明いたします。

町田教育総務課主査 「地域運営学校」発表会について御報告いたします。

お配りしてあります資料をごらんください。

去る平成23年2月26日土曜日、午後1時半から教育センターにおきまして「地域運営学校」発表会を開催しております。

開催情報につきましては、広報はちおうじ、市ホームページに掲載し、各学校を通じまして地域、保護者、学校運営協議会に周知いたしました。

目的でございますが、学校運営協議会を設置する地域運営学校として、活動が一定程度形づくられてくる指定後2年目を終える時期に発表を行うことで、学校運営協議会の発展に資するため、また地域運営学校を市民に知っていただく機会として、昨年度と同様の発表会を開催しております。

平成21年度地域運営学校に指定いたしました栲田小学校、中山小学校、宮上小学校、下柚木小学校、第一中学校、陵南中学校、6校の学校運営協議会より2年間の活動状況について発表を行った上で、玉川大学教職大学院、小松郁夫教授に御講評をいただいております。

昨年度、各校の発表時間が長いとの意見もございましたことから、代表的な取り組みについて15分程度の発表といたしました。

受付者数は123名でございます。

アンケート調査を行いまして、御記入いただけた方は66名で、受付者に対する回収率は約5割であります。

まず、「地域運営学校」講演会に参加しての感想でございますが、「よかった」が34名で51%、「まあまあよかった」が26名で39%であり、合わせて9割を占めております。また、「余りよくなかった」が1名おりまして、理由は「委員の役割についての発表がなかった」ということとございました。「よくなかった」はなく、「どちらともいえない」が1名、回答がない方が4名おりました。

次に、地域運営学校に関する意見でございますが、別紙のとおりさまざまいただいております。全意見を掲載しております。その中で網かけしておりますが、「学校評議委員会のとより自発的に学校運営に参加する姿勢が見られたと思います」「先生方だけの考えの中に地域のいろいろな職業の人の意見が入ることで広い視野で学校の取り組みができ、とてもよいことと思います」「初めて地域運営学校のことを聞いたときは、学校で先生方が補えない部分を地域ボランティアで何とかしようとしているという印象でした。きょう発表を伺って、現在の学校プラスアルファのよい点の役割を果たしているのではないかと思います」といったようなものがございました。

次に、発表会に対する意見でございます。これも別紙のとおりさまでまいだいておりまして、その中で網かけしておりますが、「名前だけしか知らなかった地域運営学校の取り組みがようやくわかってきました」「発表会は自己評価することで次のステップになると思う」「それぞれにすばらしい実践をしている。よいところを取り入れるとさらによくなっていくと思われる」のようなものがございました。

以上で説明を終わります。

小田原委員長　教育総務課からの報告は以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。何かございませんか。よろしいですか。

川上委員　この網かけのところは、どこで判断して網かけをなされたんですか。

町田教育総務課主査　私どもの考えていたねらいと来ていただいた方の考えが一致しているだろうと思われるところで網かけさせていただきました。

川上委員　ということは、こちらがこうなってほしいというものがあるということをご出されたということですね。もちろん当然ね。

町田教育総務課主査　そのとおりでございます。

川上委員　去年に続いて、今年も聞かせていただいたんですが、それぞれ皆さんとっても一生懸命やっていたらっしゃる。でも、もう少し、非常にどきっとするところがあったものですから、もう少し緻密に、委員の方たちもそうですけれども、それを支える周りの事務の方たちも、なるべく気がついた人が気がついたことを言って、よくできるようにしてほしいなと思って、内容的には皆さん本当によくやっていたらっしゃるなというふうに思っていました。

小田原委員長　どきっとするようなことがあった。そのほかいかがですか。

網かけ以外のところで、そのどのような地域でも同じようなことをやっているのがあるんだけど、これはどういうことなんでしょうね。

穴井教育総務課長　書かれた方がどういうふうに思ったのかは、それぞれ考え方があると思うんですが、私のほうで、教育総務課のほうで担当と後で話したのは、前回に比べると、それぞれ6校がそれぞれの進み方で行っていて、かなり差が見られた発表会だったのかなというふうに思っていて、地域運営学校の本来の趣旨であるその地域ごとで特色があっていいんだという考え方は前面に出た発表会になったというふうに評価しているので、このどれも同じに見えたという方の視点がどこで言うのか。ただ、一つ言われるのは、その地域の方が参画して支援していこうという姿勢が共通して見

えたかと思imasuので、その辺のところでは言っているのであれば、特に問題ないというふうに思っています。

小田原委員長　ということならいいんだけど、地域運営学校でなくても、どこだつて小中学校が一緒になっていく、その地域では同じことをやっているのだということとは違うということですかね。

水崎委員　この発表会の目的は、2年間の活動状況について発表ということで、代表的な取り組みについて15分間それぞれ発表してもらおうということだつて今お話があったんですけど、4月の教育委員会の定例会でも学校運営協議会の運営状況についてという報告が毎年ありますよね。それとこの発表会との違いというんですか、これはどのようなとらえ方なんですかね。

それぞれ違うなとは思いますが、例えば今回も教育長が最初のところで、いろいろ課題とかも赤裸々に語っていただきたいなんていうお話も最初にあったと思うんですけど、4月の報告のところでは課題とかというのも報告がされますよね。だから、そういうことも、今やっている方も、これからやろうとされてる方も聞いてみたいのかなと思ったときに、活動状況の2年間の報告だけではなくて、この4月で報告されるような具体的なこういう課題だとか、今後の取組だとか、こういうことも聞いてみたいのかななんて思ったりもしたんですけど、もちろんそれを一緒にやるなんていうことは、時間的に不可能だとは思いますが、この分けたところの事務局の何かその考え方というんですか、ちょっと知りたいなと思ったんですけど。

町田教育総務課主査　まず、今水崎委員から言われました4月の報告なんですけれども、毎年度、年度終了後速やかに教育委員会に対して学校運営協議会が報告すると規則にございますので、各学校運営協議会が報告していただくと、すなわち、来年度においては21校の報告がございます。それぞれある程度長い文章になるものですから、要約した中で教育委員会定例会に報告すると同時に、市のホームページのほうにその文書を要約したものを掲載しております。

この発表会においては、2年やっていただくと、ある程度形ができるという中で、自分たちの今の状況とこれから目指すところ、それから文部科学省のほうでもコミュニティースクール推進協議会ということで全国の発表会をしてるんですけども、それはやはり4年とか6年とかやられている学校が発表するものですから、聞きに来た方は「余りにもハードルが高い。あんなことはとても私たちには無理だ」というよう

な意見が多いと聞いています。

その中で、2年程度の学校の話を書くならば、これからやろうとする学校も、ああいう状況なんだ、あんなふうな展開もあるんだということはわかるという意味で、2年でやってるということでもあります。

小田原委員長 水崎さんが聞いているのは、4月の報告には各学校の課題というのが明確に示されている。だけれども、今回はそういうのが教育長のごあいさつにもあったのになじまないかと、そのところで、どう今回の発表会とその報告書との違いとこのをどう考えているのかというふうに聞いてるわけです。

穴井教育総務課長 考え方の違いですが、今町田のほうも話したように、今回の発表会については、広くだれでも参加していいという形をとっています。趣旨としては、初めて地域運営学校に取り組む方が、どうやって取り組んだほうがいいのかというふうが一番わかりやすく説明する場でもあり、また本人たちも発表しながら、2年目で自分たちの方向性が正しいのかな、ほかのやり方もあるのかなというのをほかの団体から聞くことによって、さらに推進していく力がわく、そういう場だというふうに思っているんですね。

年度の報告については、法律に基づいてやっているんですが、それぞれ自分たちが1年間の振り返りをして、課題をとらえて、その課題解決につなぎ、まさにPDCAのサイクルにつながるような役割として報告はとらえていますので、逆に言うと、その課題を外に向けて発信して、その課題を共有して、ほかの人にも役立てるというよりは、自分たちの運営協議会の中で課題を整理して、次に向かって何をしたらいいかを考えさせるような、そういう場だというふうにとらえているところです。

水崎委員 教育委員会としては、今後も2年目の状況を皆さんに知ってもらうことで、自分たちも含め、市民、これからやろうとしている方たちも含め、こういうものを広げていこうという趣旨を目的に、今こういうことを開催するということによろしいですね。

それで、4月については、もう一つ、そういう決まりに基づいてやっているということで、ただ、これも結構知りたい方というのは多いと思いますので、ここら辺なんかもホームページで公開はされていると思うんですけども、そこら辺は結局、やろうとしているところについては2年ぐらいの活動状況で何となくわかるかなと思うんですけども、今度も再指定があったじゃないですかね。年数がたっていくと、やは

り課題なんかも違ってくるし、やり方も違ってくるし、そこら辺もほかのところの取り組みなんかも知りたいなというところも出てくると思いますので、ホームページの内容なんかももう少しわかりやすく充実させるとか、ホームページに載っているというのを知らない人もあるかもしれませんので、そこら辺をもう少し固めていくというんですか、きちんとやっていくというのも大事なのかななんて思ったんですけどね。

穴井教育総務課長　そういうホームページにはきちんと載せているんですが、その御案内も推進していききたいなと思うんですが、一つあるのは、今年度から校長先生に対して、指導課の協力も得て、パワーアップ研修の一つとして、校長先生たちへ地域運営学校の項目を一つ足していただきました。そういう中で、もう実践している学校の課題なんかもほかの校長先生も一緒に共有していくことが次へつながらのかなというふうには考えているので、委員の御意見も伺いながら、できるだけ有効に活用していきたいというふうに思います。

小田原委員長　固めていきたいということは、どういうことをイメージしているのか。具体的にこういうことなんだということを言ってやると、いいんじゃないですか。

水崎委員　まだ始まったばかりなんで、今後どうなっていくかわからないとは思いますが、すけれども、最初の2年間は、結構みんな委員になった方というのは一生懸命やると思っていますよ。でも、年数がたってきて、人が替わり、校長先生も替わり、学校の先生も替わり、地域もメンバーも替わりって、こう人が替わっていく中で、最初に立ち上げたときの思いとか考え方も変わってくることもあるのかなと思うんですね。

それは地域運営協議会に任せているからと言われてしまえば、それはもう私は何も言うことはないんですけど、やはり教育委員会が指導、助言もするという立場になっていると思いますので、そこら辺が年数がたっていくに従って、きちんと協議会が成り立つようになっているのかなと、そこら辺はやはり見ていく必要があるのかなと思ったんですよね。だから、そこがきちんとという言葉になってしまったのかもしれないけど。

小田原委員長　話がこじれちゃっているんだけど、今回の発表会と、それから4月の報告書が出る。ホームページでもやっている。そのほかに、その水崎さんが言うてる固めるというのはどういう意味がよくわからないんだけど、きちんと固めてほしいという固めるためには、ほかに何をどうするんだということを言わないと、委員の話を、御意見を聞きながらとその課長が言うてるけれど、その何をこうしてほ

しい、こうすべきだということを示さないと、参考にできないと思うんですよ。

水崎委員　できないですか。

小田原委員長　いや、だから、言わないと、固めるというのはどういうことなのか、具体的に。水崎さんが言ってる、きちんと固めてほしいということ、固めるというのは。

水崎委員　だから、2年間の発表だけを市民が聞いて、それでみんなが納得しているかなという、それを思ったんですよ。もっと深いところを知りたい人もいるのではないかなと私は思ったので。

小田原委員長　だから、それはホームページと4月の報告書を読んでくださいと言ってるわけよ。

水崎委員　だから、今おっしゃったように、ホームページももっとアピールしていきますとおっしゃったじゃないですか。載っていることも知らない人だっていっぱいいると思いますし。

小田原委員長　そういうことですか。

穴井教育総務課長　ホームページをあまりご覧にならない方もいらっしゃると思うんですが、一つあるのは、やはり長くなってきた中で、校長先生も替わり、その学校の状況も常に変動していくわけなので、それにそういう生きた課題というのも、多分今年報告したことと来年報告したことは当然変わってくるんだと思うんですね。

だから、そういう変動していくんだということを踏まえた中で、うちの学校はどういう子どもたちを育て、そして今抱えている課題をどういう形で解決したら、その目指すべき子どもの方向性につながるのかというのをもう常に関心されるような、そういう教育総務の指導助言になれば本当は、一番ベストとは思うんですが、なかなか難しいところですが、出来るだけ丁寧に地域運営学校の状況を把握したいと思いますので可能な限り職員を会議に参加をさせたり、委員からまたは直接私共の方に連絡が入る様な関係を作っていきたいと思います。ただホームページや発表会ですとかそういうもので市民の方に地域運営学校そのものを理解させるというのはなかなか難しい面もありますので、いいところを見せながら、問題点も少しずつ提供しながらということで、工夫はしていきたいというふうに思います。

坂倉教育部長　水崎委員の御指摘の中には、こちらのアンケートの中にもありますけれども、学校によってレベルが違って来るあたりに対する御心配もあると思うんですけれども、私は、その点については、最終的に本当にどうかしなければいけないとい

うときには言ってますけど、本来的に各学校、つまり校長先生と地域で解決する問題だと思うんですね。そこを最初の生みの苦しみみたいなのを飛ばしてあげて、次にバック、こういう形でやったとしても、決してその形にはなりませんので、私は10年前にその市民会議をやったときも、最初のこのあつれきはどうしても出てきますし、そういう中を乗り越えてできますので、ここで幾つか出ている中で、もっとレベルを合わせないでいいのという形があったんですけども、それは形だけ合わせても形ができないことですから、自分たちなりの形をつくっていけばいいと思っていますので、そういう意味では、本当に少し危ないなというか、ちょっと違うなというときは声を出していますけど、極力そういう声を出さない形の中でやっていっていただく形にしていますので、今言った、あそこの中でも出ていた、あれでいいのというのはあるにはありますけれども、それは各々がこういう声を踏まえて次に変えていけばいいのであって、そののところを一律に手を入れるような形ではちょっとないところなんですね。

ですから、そういう意味で、知らせていく努力というのは必要だと思うんですけども、各々のところが各々のやり方をつくっていく。そういう中でだんだん伸びていく中で、人がかわったとしてもそれが継続していけるという形をつくっていかないと、本当の地域に根差したものにはならないと思っていますので、こんな形で臨んでいるところです。

小田原委員長　よろしいですか。

ということですので、「地域運営学校」発表会についてはそのように行われて、いろいろな種々の仕方とは、そのさまざまな展開がどうやって、どのように違うのか、同じなのかということは明らかにすることだということだと思うんですが、これはそれぞれの私は地域運営学校に任せるべき問題だろうというふうに思うんですね。一律に、展覧会でやりましょうという形で、どこまでできるのか、あるいはその学校数が増えてくれば、全部の学校がやったら5分間しか話せないというので、何だかわからない話になっちゃうというような制約があるわけですから、そうすると、出発時期の学校の課題、あるいは状況というものを個々に発表することによって、市民にこういうのはここまである、そのほかにはどうなっているんだ、うちの学校はどうなっているんだというふうなことは、それぞれに考えてもらうという方法を今とっているんだということだと思いますので、さらによい周知の仕方、レベルアップの方法があったら、

また御意見を集めたいというふうに思っております。

水崎委員　あと一ついいですか。事務局の考え方として、今後も2年目で報告というのをされるのか。それとも、再指定された学校も発表する。4年目、6年目とか、そういう2年以上の学校も発表する機会を設けるといようなことは考えておられるんですか。

穴井教育総務課長　基本的には、今の2年目のをまだ拡大傾向にある。これからどんどん広げていく中では、2年目にはこういう発表会があるんだということを周知した中で取り組んでいただくのも、推進していく中の一つの推進力にもなっていると思いますので、それは継続していく考え方で。

長年やってきて、いいことをやっていた発表の場が必要かどうかというのは、進めていく中で見た中で、この発表会とは別にシンポジウムの形であったり、いろんな形があると思いますので、今後様子を見ながら、これで絶対いくんだということではなくて、これは変えるつもりはありませんが、ほかの機会で設けるかどうかは検討していきたいというふうに思います。

水崎委員　第1中学校、第2小学校等、小中合同でやっているようなところもありますよね。そういうようなところもやってみて、実際にどうだったかという報告なんかも聞きたいところは多いと思うんですよ。だから、そこら辺も含めて、今後検討していただければなと思います。

穴井教育総務課長　それは検討してまいります。ただ、今年指定を来年度から行う学校については、最初から小中で連携してやるという学校も増えていますので、その方たちが2年目を迎えると、その形も見えてくるのかなというふうには思っています。

小田原委員長　それでは、教育総務課からの報告は以上でございます。

続けて、学事課から報告願います。

山野井学校教育部主幹　3月半ば過ぎまして、もう彼岸も過ぎたところなんですけれども、まだまだ寒暖の差が大きい日ごろです。インフルエンザにつきましても、全体的には減っているんですけども、一進一退という状況が続いております。

現在の臨時休業措置状況につきまして、山本主査から報告いたします。

山本学事課主査　それでは、インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況につきまして、資料をごらんください。

こちらは3月18日現在の状況を示しております。2月に引き続きまして、中学校

の休業は少なく、3月になりましても、ほとんど小学校の休業となっております。
3月18日に臨時休業を決定した学校というのはゼロということではありませんでしたけれども、この資料にはないんですが、昨日22日は、いずれも小学校になりますけれども、4校、11クラスで臨時休業を行っております。主幹のほうからも話がありましたけれども、間もなくここで春休みということになりますので、ただ、まだ東京都のほうは流行警報というのを継続しております。引き続き、予防の徹底をしていきたいというふうに考えております。

報告は以上になります。

小田原委員長 では、インフルエンザ様疾患については以上でございます。何かご質問ございませんか。特にないということでございますので続いて、指導課から2件御報告願います。

所指導課統括指導主事 平成23年度の教育課程につきまして受付を行いましたので、その状況について御報告いたします。

具体的には、担当の木下指導主事が説明させていただきます。

木下指導課指導主事 それでは、説明させていただきます。

お手元の資料、教育課程の届け出の概要をごらんください。

学校の教育目標については、知・徳・体等にかかわる項目を目指す児童・生徒像に示すようにしました。

続いて、学力、体力、特色ある教育活動の欄をごらんください。

説明会や学校との事前相談の中で、重点的に指導、助言した内容については、学力定着度調査の2年間の経年の変化及び国、都の学力調査の結果や、学校評価の授業アンケート等の結果から明らかになった課題を解決するための学力向上や授業改善の方策等を示すこと、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、思考力・判断力・表現力等をバランスよく育成するために、体験活動や問題解決学習等の学習を積極的に取り入れた授業改善の方策等を示すことなどについて指導いたしました。

そのほか指導、助言した内容について説明いたします。

食育、日本の伝統・文化理解教育、ICT教育、環境教育、キャリア教育等の具体的な取り組みについて、指導の重点や特色ある教育活動に位置づけ、一層の推進を図ること。中学校の保健体育科の武道については、平成24年度以降の本格実施を見通し、移行措置期間においても実施することなどについて指導、助言いたしました。

概要の中では、指導の重点の中で、学力面、体力面、特色ある教育活動について、抽出して記載しております。

平成23年度の教育課程編成の状況と課題について説明いたします。

全校において、「教育目標」「基本方針」「指導の重点」の構造化が進むとともに、各学校の「学力向上」「体力向上」等の視点から、具体的な教育活動が明確に示されるようになってきています。今後、各学校が学力調査や体力調査の結果等からわかった課題に対応した、より具体的な方策を示していく必要があると考えております。

概要の右の欄に、小中一貫教育の指導の重点についてまとめておりますが、小中一貫教育の取り組みについては、指導資料の活用と学習内容の充実とともに、児童・生徒や教員の交流をさらに広げ、研究授業、公開授業、小・中学校の保護者や地域が連携した行事等、年間を通して計画的に位置づけ、9年間を見通した教育課程の編成の一層の充実を図っていくことが課題であります。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 指導課から、まず1点目、平成23年度教育課程の受付についての概要ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

和田委員 今日いただいているのは届け出の概要ということで、各学校の状況になってきて、見ていると、各学校の問題点とか、いろいろな課題の指摘になるので、ちょっと全体像がなかなかつかめない中なんですけれども、この受付に当たって指導された内容が幾つかありますよね。例えば、(1)から(4)のような、この内容についてはどの学校も基本的にはその指導に従ってるというか、留意事項に触れながらこの内容を作っているというふうに考えてよろしいんでしょうか、そういうような集計とか、取りまとめのような形はないんだろうかということをお聞きしたいんですね。

特に、4番目のところに指導、助言した内容というのがかなり具体的に示されているわけなんですけれども、ここにあるような内容、どれをとってもいいんですけれども、例えば土曜日に入学式、卒業式を実施することも可能であるというふうな内容もあるわけで、こういったことについて、特にこの学校がこういう取り組みをしてるといような指導、助言に関した部分で、何か特色的なものがあるのかどうか、その辺のところをちょっと伺わせていただければと思います。

木下指導課指導主事 説明については、まず説明会で話をして、その後事前相談を行って、その際に事前に各学校から出した教育課程の中で、この内容について即している

と考えるところについて、事前相談の中で指導、助言をして、その後本受け付けということで話を進めております。この内容で、先ほど委員のほうからありました卒業式の点でいきますと、来年度1校、土曜日に実施するというので、届け出のほうには出ております。

和田委員　ほかの項目はどうですか。今土曜日のあれがあったんですが、ほかのところ
で指導されている内容、例えば土曜日授業の実施状況とか、そういうようなことについては何かまとめていらっしゃいますか。

木下指導課指導主事　振りかえのない土曜日授業につきましては、小学校においては
46校実施しております。一番多い日数の学校は8日間です。中学校については
35校実施しております、最大16日の学校がございます。

小田原委員長　もうちょっと和田さんのお聞きしたいことを明確に言ったほうが良いと
思うんだけど。

和田委員　そういう教育委員会側から指導されている内容について、学校側はそれを受
けとめて、きちんとその中に位置づけてやっていたらという、そういう受けと
め方をしていますか。

小田原委員長　例えば、土曜日に出したけど、食育についてもやっているんでしょ、伝
統・文化理解にもやっているわけでしょ。そういうのが各学校の教育目標なり、重点
目標にどういうふうに指導が活かされて、具体的に出てきているのかどうなのかとい
うことを聞いているわけですよ。中学校、土曜日に卒業式だか、重なったわけでしょ。
それについてどういうふうに対応してるのかといたら1校しか出てこなかったとい
う、そういう話ではないんですか。

所指導課統括指導主事　まず、この内容につきましては指導、助言したということで、
各学校を踏まえた上で、校長を初め、学校の中で考えて、教育課程を編成して出して
きていると考えております。その中で、土曜日の卒業式に関してお話を申し上げます
と、今回1校だけ出てきたということの背景にはさまざまな要因があるかなというふ
うに考えております。例えば、卒業式、長期的に見て土曜日に実施するということが
可能であるのかどうか、暦の上で各学校検討しているという部分があるかと思ひます。
また、中学校においては生活指導上のことがございますので、一斉にやったほうがい
いのではないかというような御意見もございました。

それから、あとは保護者等の御意見もあるかとは思ひますけれども、学校で土曜

日に実施するということについては、たくさんの参観者が来るという利点が土曜日にはございますので、そこら辺も踏まえた上で、さまざまな実態を踏まえた上で、学校のほうで判断して、結果1校、初めてですけれども、中学校で土曜日の卒業式があったということでございます。

小田原委員長　ほかに何かございませんか。気になってるのは土曜日もそうなんだけど、土曜日に可能であることというふうに言ったというのは、18日と24日にやってほしいという気持ちがあったから言ったんじゃないかと思うんだけど、あるいはどちらでも学校に任せるということでやったのかと、そういうことは食育とか伝統・文化もそうだし、特に教育目標のところにも知・徳・体で対応を言ってて、その後のところでも、具体的に基本方針についても、特色ある教育活動についても、体力のところを言ってるにもかかわらず、体力が出てこない、特色ある教育活動の概要の中にね。体力について出てくる学校もあるわけですよ。増えていない学校もあるわけね。そうではなくて、触れているのだけれども、抜かなかったのか、ここに上げなかつたのかどうかというのは、そこはわからないんだけど、そういうお知らせとして指導したにもかかわらず、そういうのがあらわれていないのは、私には随所に見られるという感じがするわけ。

もう一言言えば、この報告の資料の下から5行目、6行目のところで、「具体的な教育活動が明確に示されるようになってきている」ということ、なってきたということは、なっていないところがあるということなんですよ。そういうふうに読み取れるわけ、なっていないところというのはどうして、どのくらいあるのかという、そこが僕は和田さんが一番聞きたいところだろうと思うんですよ。聞いている中身というのはね。いかがですか。

所指導課統括指導主事　まず、卒業式の件ですけれども、これは市民の意向を踏まえて考えてくださいという姿勢で御説明をさせていただいております。規則上は、卒業式を実施することが可能であるということをもまず御説明をさせていただきました。そういった中で、さまざま学校では配慮しなければならないこともありますので、そこもあわせて上で、校長会等で説明をさせていただいたところでございます。

それから、2つ目の例えば体力、目標に上げておきながら、この一覧の中の特色の欄に示されていない場合もあるというお話ですけれども、ここの抽出しましたところが特色ある教育活動の欄から抽出をさせていただいた部分がございます。体力を目標

で柱に添えた学校については、その他の具体的な指導の重点という欄で、具体的に体力についての取り組みが記されていることは確認をしております。ですから、目標にありながらどこにも記載がないという学校はなかったかなというふうに考えております。

ただ、この資料の作成のつくりから言いますと、特色のところの欄にはなかった学校も中にはあるかもしれないということは言えるかもしれません。

それから、具体的な方策がどのくらい示されているのかというところなんですが、昨年度この御指摘を受けていることを踏まえまして、かなり具体的にはどういうふうにお考えですかというやりとりを教育課程の受け付けのところでは各学校とさせていただいております。最初に、当初出てきた学校の案が、余りにも抽象的である場合にはその指摘をする事項というのが大変多いものですから、十分にすべて指導し切れなかったかという、至らなかった部分もあるかもしれませんけれども、昨年度に比べればかなり具体的な記述ができるようになったかなというふうに考えております。

小田原委員長　そのほかいかがですか。

水崎委員　特別支援学級の教育課程の届け出なんですけども、これについて学級に通わず保護者はとても関心を持っておられると思うんですね。そして、学級によってそれぞれ特色もあると思うんですけども、そういうものについては指導とか助言とか、どのようになっているんですか。

木下指導課指導主事　特別支援学級については、この資料の後半のほうに示してありますが、特に特別支援学級の場合には自立及び共同学習という部分について重点的に指導、助言をさせていただいております。特色ある教育活動の中でも、それぞれの項目の中で、自立、共同学習という部分について抽出をさせていただいております。

また、自立活動についても、交流していくためにどのような自立活動をしていけばいいかというような内容のところについて抽出して記載をさせていただいております。以上の内容について、届け出の際にも、こちらのほうから指導、助言しております。

以上です。

水崎委員　例えば、小中の連携というんですか、接続の問題とかありますよね。そういうものについては何か助言とか、どのようになっているんですか。

所指導課統括指導主事　受付の際に、通常の担当の方と、それから特別支援担当の方と同席をさせていただいております。小中一貫教育については、主に記載につきましては、

ここの通常のほうに中心に記載がされておまして、学校としてですので、そこは共通の範囲の中で取り組んでいるということになるかなと思います。

水崎委員 小学校の特別支援学級から中学校の特別支援学級に上がるときでも、そこら辺はそれぞれの学校がきちんと子どもたちが困らないように指導されて、学校も取り組むということなんですか。

所指導課統括指導主事 はい、そのとおりでございます。必ず特別支援についても、教育課程上でどういった一貫教育をしていくのかというのは御相談いただいでいて、今回の受け付けになっております。

水崎委員 ぜひここも大事なところなので、学校のほうにもお願いしたいなと思うんですけども、私のところにいろいろな話というか、耳に入ってくる話の中で、特別支援学級は学級によって特色がいろいろなんだと、だから保護者の方が選択するときも結構いろいろ学校を回られて、というのをよくお話が出るんですね。

だから、もちろん特色を出すというのは必要なことだと思いますけども、学級の内容にいい意味での特色ならいいんだけども、余りよくないほうの差みたいなものが出ないように、しっかりとそこら辺はそれぞれの学級に力を入れていただきたいなと思います。どこの特別支援学級に通っても、これだけのことは受けられるんだという、そうしたものを保護者の方にもわかっていただけるように内容を充実させていただきたいなと思います。

小田原委員長 それは何、具体的に差があるのを前提に言ってるわけでしょ。だから、そこと教育課程の届け出との関係で、それが見えるのか見えないのか。

水崎委員 ちょっと今これ見ただけなので、内容を全部よくわかったわけではないですし、実際にその学級を1年間全部見たわけではないので、正しいことは、私は申し上げられないんですね。

ただ、今回も特別支援学級がありましたよね。1つの学校に希望が多かったとか。

もちろん理由はいろいろあるので、内容がどうのというだけではもちろんないんですけども、学級に通わせてる保護者の方のお話だと、学校によっていろいろ特色があるので、それでいろいろ見ながら選んでいくんだという話は聞くんですよ。決して悪いことをしてるという、そういうことを言ってる意味じゃなくて、それぞれの学級内容を充実させて欲しいという、所さんはわかっておられると思いますけど、子どもたちは特性があるので、もちろん学級によってもいろいろ大変なこともあるかも知れな

いですが、やはり一人一人に見合った教育をしっかりとってくれるような、そういうような学級であって欲しいということが私の思いなので、ちょっとこの内容もよく見たわけではないのと、実態等を比べたわけでもないの、正しいことは申し上げられないですけども、今回そういうことも起きましたので、ぜひ内容の充実をお願いしたいなという思いで私は話させてもらったんですけど。

所指導課統括指導主事　今御指摘のとおり、各学級の内容の充実、底上げというのは重点的に来年度取り組んでいかなければならないというふうに認識しております。また一方で、学校学校ごとの特色も図っていく必要があるということで考えております。

小田原委員長　ということですが、よろしゅうございますか。そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　出たところで、時間のない中でまとめられたのがこれだということで、いずれ全体の届け出がまとまるだろうと思いますので、またそれを見て気がついたことがありましたら御指摘いただきたいというふうに思います。

それでは、指導課からの報告は以上ということでよろしゅうございますか。それでは、もう一つ指導課から元川口小学校教諭に係る裁判の判決について御報告願います。

廣瀬指導課長　元川口小学校教諭に係る裁判の判決についてでございます。

詳細は、指導課、古川主査から説明いたします。

古川指導課主査　こちらは、平成23年3月10日に東京高等裁判所で判決が出たものでございます。

事件の当事者ですが、中ほどに書いてございますが、控訴人、臼井裕子、事件当時、八王子市立川口小学校の教諭でございました。被控訴人が東京都と八王子市でございます。

判決の内容ですが、東京都教育委員会が控訴人らに対し平成16年4月6日付で行った戒告処分を取り消す。また、もう一点として、控訴人らのその余の請求をいずれも取り消すということで、八王子市に対する訴えにつきましては、事情聴取における精神的苦痛を受けたことを理由とした損害賠償請求でございましたので、この部分については棄却をされております。

今後の対応ですが、本件裁判につきましては、控訴人もしくは東京都が上告した場合には引き続き訴訟の対応をとらせていただきます。また、入学式、卒業式、周年行

事の対応につきましては、今回の判決では、ピアノ伴奏拒否を理由に控訴人に懲戒処分を科すことは、東京都教育委員会の懲戒権の範囲を逸脱し、またこれを濫用するものでございますが、卒業式及び入学式における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施についての本市の通達や校長からの職務命令は違憲・違法ではないという判決内容でございました。本市としましては、今後とも学習指導要領に基づき卒業式等が適正に実施されるよう各学校へ指導していく考えでございます。

説明は以上です。

小田原委員長 指導課からの報告は以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。よろしいですか。裁判の判決の結果と今後の対応というのはこういうことでよろしいと思うんですが、東京都が上告した場合には引き続き訴訟対応を行う、東京都が控訴しなかった場合には、八王子としてはこれは違憲・違法でないということなので、私たちがとやかく言う話ではないという、そういうふうになってしまうんだけど、ただ、懲戒権の範囲を逸脱した、あるいは濫用だというふうに言われてるわけですから、それについて八王子市としてはどういう内申をしたかを思いましたと、八王子市は関係ないというふうには考えられないんですよ。八王子市としては、東京都に対して意思表示する必要は考えていないのかどうか、そこは検討してませんか。

古川指導課主査 委員長がおっしゃられるとおり、八王子市から内申を出す段階では、東京都における厳正な処分をという内申の仕方をしておりますので、これは改めまして東京都のほうに上告についての意見を申し入れたいと考えます。

小田原委員長 それでいいんですか。

石川教育長 あくまでも任命権者の判断ですから、私どもとすれば事実の報告をしたままであって、それに対して判断をするのは東京都教育委員会。

小田原委員長 東京都教育委員会にこの判決がこう出たときに東京都が判断する話だけでも、八王子市としてはお任せするという事だけで。

石川教育長 あくまでもこれは量刑の問題で逸脱しているということを言ってるわけですから、東京都の判断でいいんじゃないかと私は思いますけどもね。

小田原委員長 本市としては、今後とも学習指導要領に基づき卒業式等が適正に実施されるよう各学校へ指導していく考えですということになるのか、指導していきますではだめなの。だから、そこら辺があいまいというか、今後どういうことが考えられるのか、今回中学校の卒業式だけが終わったわけで、その結果、報告がどうかみたいな

ことは伺ってないんだけど、そのときに同じ姿勢ではいくわけですね。法律違反、命令違反というのは、厳正に対処したいということだよね。だから、そこははっきり言ったほうがいいのではないですか。

佐島学校教育部指導担当部長　先ほど委員長がおっしゃいました学校へ指導していく考えですというのは、これは今後指導していきますでいいと思います。現に都のほうからもこの判決についての情報提供をいただきまして、その件を受けて各学校に今までどおり適正に実施されるようお願いをしたいということで指導しておるところでございます。中学校では、服務にかかわる事項の報告はございませんでした。小学校については明日ですので、また服務を待っていきたいと思っております。

以上です。

小田原委員長　ということでございますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　それでは、予定された報告事項は以上ですが、何かほかに報告すること等ございますか。（「特にございません」と呼ぶ者あり）特にございません。委員の皆さんのほうで何かございませんか。

和田委員　先ほど確認すればよかったんですけど、27日に行われる戸吹スポーツ総合公園の式典の問題と今後の施設の運営について、今回の第60号の議案と同様の取り扱いということになるんでしょうか、その辺のところの確認を。

遠藤スポーツ振興課長　戸吹のスポーツ公園の開園式でございますけれども、予定どおり実施していく方向で今やっております。当日は、市長及び来賓のあいさつ、感謝状の贈呈などテープカットのほかに運動施設の開場式も行いまして、おおむね11時半ごろ終わる予定でございます。

なお、午後のイベントにつきましては、中止という措置をとらせていただきました。利用につきましては、4月1日からオープンする予定でございます。よろしくお願ひします。

小田原委員長　ということです。そのほかございませんか。

水崎委員　4月2日の市民会館は、あれは予定どおりなんですか、ちょっとことは違うのかな、あれは市だから、教育委員会ではないからわからないんですか。

桑原生涯学習総務課長　所管が違うんですが、中止とか、いろいろそういうことの情報を持っていません。

遠藤スポーツ振興課長　私も所管ではないんですが、実は戸吹といろいろありましたので、昨日実は担当課長のほうに電話しましたら、一応5月の4日にスライドして行うというふうな情報をいただきました。ですから、4月2日につきましては延期というような措置だと思います。

小田原委員長　そういうこともあり得るぐらいに言っといたほうがいいんじゃない。まだぎりぎりまで検討するんでしょ。市だけの話ではないものですからね。そのほかございませんか。本日は大震災ということの処理等が教育委員会としてもあるものですから、全員の出席という形ではなく、関係課長が出席するという形をとらせていただいたわけですが、こういう委員会にしても、特に本日のような事務手続上の話が多いわけですね。

ですから、そういうような場合にはもっと規模を縮小して実施するというようなことは十分できるというふうに思うので、どうですか、全員が出席するような形でなくて実施できるようなことを考えていただければと思うんですが、これも次回以降のことですけれども、御検討いただければというふうに思いますが。

坂倉教育部長　その場その場で対応させていただきたいと思っておりますけれども、やはり教育委員の皆様方の御見解ということを知るということも幹部として大事なことで、原則としては幹部出席の中で、今回のような形、またそれからその日の予定によっては欠席させてもらうこともあるような形で臨ませていただきたいと思います。

小田原委員長　フレキシブルに対応するというようなことで、縛りは余り設けないというふうなことで御検討いただければと思いますが、よろしいですか。

それでは、予定された案件はすべて終了いたしましたので、これをもちまして本定例会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

【午前11時10分閉会】